

◎新潟県告示第838号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和2年7月21日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 解除予定保安林の所在場所
新潟県新潟市西蒲区間瀬字大安場5833の5
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
道路用地とするため